

佐賀県告示第四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年一月二十六日から平成二十二年二月二十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域	
	区間	幅員 延長
県道 佐賀脊振線	神埼市脊振町服巻字久保田 三七九番二地先から 神埼市脊振町服巻字久保田 三七五六番一地先まで	後 一四・六 六〇
	神埼市脊振町服巻字久保田 三七九番二地先から 神埼市脊振町服巻字久保田 三七五六番一地先まで	前 六・五 三一
		後 三二六・五
		前 三二六・五